

法人実効税率の引下げ等に関する意見書

現在、政府においては、平成26年6月下旬に閣議決定される予定の「経済財政運営と改革の基本方針」の策定に向けて、法人実効税率の引下げや法人税における外形標準課税の課税範囲の拡大などが検討されている。

法人実効税率を引き下げる根拠として、我が国の税率がアジアの主要国と比べて高すぎる事が挙げられている。しかし、現在でも大企業は様々な優遇措置によって、アジア各国の税率と遜色ない水準まで軽減されているのが実態である。

これら法人税の見直しによる、地方税財政への影響も強く懸念される所である。

地方自治体は、住民の福祉の増進を目指すとともに、上下水道や道路、港湾等の社会資本の整備や維持管理など、多岐にわたる公共サービスを担っており、地方法人課税は企業に対しても受益への応分の負担を求めるものである。

とりわけ、都においては、急速に進行する少子高齢化、近い将来発生が予想される地震への備えなど喫緊の課題が山積している。地方自治体が地域の実情に応じて住民サービスの充実に努めるためにも、地方の税財源の維持・拡充は不可欠である。

一方、税制の中立性を確保するため、法人税減税による減収分を、法人税の外形標準課税の対象拡大によって相殺することも検討されている。しかし、これが実施されると、赤字経営の中小零細企業に更なる税負担を強いることとならざるを得ない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、法人実効税率の引下げや外形標準課税の対象拡大を行わないよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。